

8. 環境衛生・薬事・動物取扱業関係営業施設

1. 環境衛生関係営業施設数及び監視指導状況

環境衛生営業施設について、環境衛生監視員が各法令に基づきそれぞれ公衆衛生上遵守すべき事項について監視指導を行った。また、時代のニーズに対応した新しい施設が増加しつつあることから、営業の近代化、合理化のための必要な指導、助言を行った。

環境衛生関係営業施設数及び監視指導状況

区分	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	興行場	旅館業
施設数	191	286	326	39	11	71
監視指導件数	27	14	54	11	2	45
開設数	3	11	7	2	2	2
廃止数	8	1	15	1	2	8

2. 薬事関係営業施設数及び監視指導状況

薬事関係法令の規定に基づき、薬局及び医薬品販売業者等への監視指導を行い、医薬品等の品質確保に努めるとともに、毒物劇物営業者及び麻薬取扱者等に対しても適正な取扱指導を行い危害の防止に努めた。

薬事関係営業施設数及び監視指導状況

業種		施設数	監視数	業種		施設数	監視数
薬局		86	42	高度管理 医療機器	販売業	50	70
医薬品 販売業	(卸売)一般	14	10		賃貸業	8	10
	薬種商	18	7	管理 医療機器	販売業	523	201
	特例	13	0		賃貸業	20	8
薬局 医薬品	製造業	22	3	毒物劇物	販売業	117	23
	製造販売業	22	3		届出	1	0
					製造業	4	2

3. 動物取扱業営業届施設数及び監視指導状況

動物の愛護及び管理に関する法律（平成12年12月1日に動物の保護及び管理に関する法律が一部改正）により動物取扱業は届出が必要になり、届出のあった施設の監視指導を行った。

動物取扱業営業届施設数及び監視指導状況

年度	施設数	届出数	廃止数	監視指導件数
平成13年度	28	7	1	28
平成14年度	27	2	3	27
平成15年度	38	8	-	10
平成16年度	37	2	3	16
平成17年度	32	1	6	10